

○賤機山トンネルでは、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の改正（H23.9施行）を受け、静岡バイパスの完成4車線整備（H24.2開通）に伴う上下線両側への自転車歩行者道設置とあわせ、全国初の「自転車一方通行規制」を本格導入。



○近隣に賤機山を短絡する路線がないことから、通学時に自転車利用が集中し、自転車相互、歩行者との接触事故の危険性が高い状況にあった。
(利用者の98%が自転車利用)

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

【H23.9.12施行】

歩道、自転車道又は自歩道における自転車の一方通行規制を可能とするための規制標識「**自転車一方通行(326の2)**」を追加



(326の2-A)



(326の2-B)

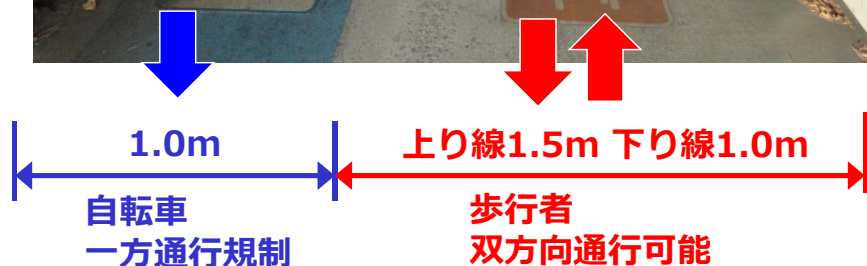
- トンネル内の自転車歩行者道部を「歩道」と「自転車通行空間」に視覚分離（カラー舗装及びピクトグラム）し、自転車通行空間の「一方通行規制」を本格導入。
- トンネル入口付近の明かり部においても、一方通行を適切に誘導するための規制標識「一方通行（326の2-A）」や路面表示（ピクト、「自転車」の文字表示）を設置。

(東京⇒名古屋方面)



(名古屋⇒東京方面)

通行位置を示すための視覚分離（カラー舗装＋ピクトグラム）



自転車一方通行の規制標識「一方通行（326の2-A）」



通行位置を誘導するための路面表示

